

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年5月28日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500082 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500001 号

第 1 結論

昭和 48 年 8 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 48 年 8 月から昭和 49 年 3 月まで

私、私の姉二人及び兄の兄弟 4 名は、みんな家業の酒店で働いていた。私を含め兄弟 4 名の国民年金の加入手続は、全て父が行い、国民年金保険料についても、それぞれ結婚するまでは全て父が、当時自宅に来ていた集金人に納付してくれていたと思う。一緒に働いていた姉二人及び兄の国民年金保険料は、全期間もれなく納付されているのに、私の保険料だけ国民年金に加入した当初の 8 か月間が未納とされており納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、その父親が請求者を含む兄弟 4 名分の保険料を納付してくれていたと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 50 年 3 月頃と推認され、その時点では、請求期間は、保険料を納付することが可能な期間であった。

また、推認される加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付となるが、請求期間の直後の期間の保険料については過年度納付されていることが、請求者が居住していた市の国民年金被保険者名簿により確認できる。

さらに、請求者の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、請求者の兄弟 3 名の 20 歳から結婚するまでの保険料及び請求者の請求期間直後から結婚するまでの保険料を全て納付していることが居住市の国民年金被保険者名簿等により確認できることから、保険料の納付意識が高かったものと認められ、その父親が、8 か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、請求期間当時、請求者と一緒に働き同居していた兄及び次姉は、「国民年金の加入手続及び保険料の納付は父親が行ってくれた。妹の保険料についても未納が無いように、父親が私たちの分と同様に納付していたはずである。」と陳述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500077 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500005 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 49 年 6 月 30 日から昭和 49 年 7 月 1 日に訂正し、昭和 49 年 6 月の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 49 年 6 月 30 日から昭和 49 年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和 49 年 6 月 30 日から昭和 49 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（継柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 49 年 6 月 30 日から昭和 49 年 7 月 1 日まで

訂正請求記録の対象者は、A 社に昭和 49 年 4 月 1 日に入社してから平成 15 年 3 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたのに、請求期間が厚生年金保険被保険者期間になっていない。同社に在籍中の厚生年金保険料は、請求期間を含め全て給与から控除されていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の A 社における雇用保険被保険者記録、同社から提出された人事異動についての本社通達（昭和 49 年度学卒者の人事配置）及び同社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者が、A 社に継続して勤務し（昭和 49 年 7 月 1 日に A 社（B 市）から同社 C 事業部（D 市）に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社（B 市）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 49 年 5 月の記録から 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 49 年 6 月 30 日から昭和 49 年 7 月 1 日までの期間

について、訂正記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失年月日を、昭和49年7月1日とすべきところを、昭和49年6月30日として社会保険事務所(当時)に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和49年6月30日から昭和49年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合も含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500030 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500004 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 1 月 28 日から昭和 49 年 11 月 1 日まで

昭和 49 年 1 月 28 日から A 社に勤務したのに、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。昭和 49 年 1 月 28 日を同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された在職証明書から、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者が同じ頃に入社したとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は、請求者と同じ昭和 49 年 11 月 1 日であることが確認できる上、同僚の一人は、A 社においては、試用期間があった旨を回答していることを踏まえると、同社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B 社は、当時の資料は残っておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できない旨を回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。